

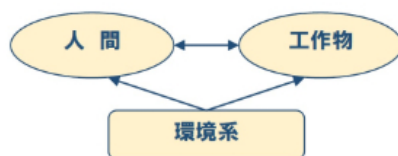
[TOP page](#)[資料室](#)[イベント情報](#)[講師を探す](#)[Worker's 広場](#)[関連リンク](#)

## 資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [労働組合](#) | [労働安全衛生](#) | [人間は環境の動物](#)
[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[組織活動](#)[組織運営と法律](#)[労働安全衛生](#)[経営対策活動](#)[教育・宣伝活動](#)[労働時間をめぐる諸問題](#)[教育活動](#)[選挙活動](#)[組合組織（公務員）](#)[教育カリキュラム](#)[▶ キーワード検索はこちら](#)

### 人間は環境の動物

「人間は環境の動物である」と言われます。環境により人間行動が影響されることを言っています。「人間—環境—工作物（機械・設備）」の係わりを意識し、環境を捉えると、



このような関係性があることから、作業環境や労働条件の改善が必要とされ、その研究が行われてきたのです。

したがって、現在「エルゴノミクス（Ergonomice）：人間工学」として、人間と機械の調和、作業効率化を図る研究として、また人間特性と、重筋・精神（神経）労働の動作と精神作用、メンタル面や職業性ストレス、疲労、倦怠、労働時間、夜間労働、視覚・聴覚（騒音）、振動、照明、屋内条件（温度・湿度等）等等。

「人間（作業・動作）—環境—工作物」の係り影響を研究する学問分野が進行しています。ここでは、「作業（労働）環境」の安全化について捉えます。

#### 作業（労働）環境安全化のポイント → 「労働安全衛生法」を押さえること

エルゴノミクス（人間工学）に関する規定は、安衛法第四章「労働者の危険又は健康障害を防止する措置」（第20条～第36条）です。特に、作業環境に関しては、法第23条に「事業者は、労働者を就業させる建設物その他の作業場について、通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、休養、非難及び清潔に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持のため必要な措置を講じなければならない。」と規定しています。

詳細は、安衛則に規定されています。主に第二編「安全基準」の、第四章「爆発、火災等の防止」（第248条～353条）、第十章「通路、足場等」（第540条～575条）、第三編「衛生基準」（第576条～第634条）で、第一章「有害な作業環境」・第三章「気積及び換気」・第六章「休養」・第七章「清潔」・第八章「食堂及び炊事場」等に明示しています。

なお、この他に「事務所安全衛生規則」には、安衛則第600条～607条と同様な条文が規定されています。関連する「粉じん規則」などにも作業環境に関する規定があります。

さらに、労働安全衛生法第34条に「建築物で、政令で定めるものを他の事業者に貸与する者（以下「建築物貸与者」という。）は、当該建築物の貸与を受けた事業者の事業に係る当該建築物による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。……」と規定しています。

本規定に基づき、安衛則「第四編 特別規制：第三章「建築物貸与者に関する特別規制」の第670条～第678条にわたって措置義務が具体的に明示規定されています。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

### Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

[>> 一覧へ戻る](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

**Worker's Library** 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**